

新型コロナウイルス感染症に対する弁護士会の対応方針について

令和2年5月7日

当会は、政府新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年4月1日付、4月22日付、5月1日付、5月4日付）を尊重し、同提言を踏まえて当会の対応方針を以下のとおりとします。

当会は、佐賀県が上記提言にいう感染確認地域に該当すること、および県内でのクラスターの発生を前提に、上記提言において推奨する事項を実行いたします。

具体的には、当会は、オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取り組む必要があることを自覚し、「3つの密」（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われることが、同時に重なること）を避けるための取組（行動変容）をより強く徹底し、会員ほか市民のみなさまにも、手洗い、うがい、咳エチケット等の感染防止対策の確実な履行を呼びかけます。

また、当会は、感染拡大防止のための必要な施策を採ることを前提に、法律相談の実施等の市民に対する法的サービスを可能な限り維持いたします。

【弁護士会館への来館】

当会は、すべての来館者（会員、会職員、会員事務所職員、相談者、出入り業者ほか）に対し、来館しない方法での問合せをまず優先的にご検討いただくことを要請いたします。当会の電話番号は、0952-24-3411です。

全ての来館者に対し、入館時・適時のアルコール消毒液（当会用意）による手指消毒を要請いたします。手指消毒にご協力いただけない方にはご来館いただけません。

また、すべての来館者に対し、風邪・発熱の症状がある方のご来館を控えることを要請いたします。ご協力いただけない方にはご来館いただけません。

当会は、全ての来館者に対し、マスク着用を推奨いたします。

【弁護士会の行事・事業など】

・すべてに共通する条件として、以下の事項を必須といたします。

- ① 屋内で実施される場合、屋内に所在する総数が50人未満であること
- ② 屋内で実施される場合、屋内に所在する者が相互に少なくとも1メートル（可能であれば2メートル）異常の距離を確保して所在すること
- ③ 屋内で実施される場合、プライバシー侵害とならない範囲で、可能な限りの換気を行うこと

- ④ 風邪・発熱・倦怠感・味覚臭覚異常の症状のある者が参加しないこと
- ⑤ 参加者全員が手指消毒もしくは手洗いをしていること

・個々の行事・事業ごとに、さらに以下の事項を実施条件といたします。

- ・ 当会主催・共催のイベント等
 - ・ 緊急事態宣言発令期間中は実施いたしません。
 - ・ 緊急事態宣言が解除された場合、延期や中止をすることができない合理的理由のある場合に限り、必要な感染拡大防止策を講じることを前提に実施の可否を検討します。
- ・ 法律相談、示談あっせん等
 - ・ 在室者全員が可能な限りマスクを着用すること
 - ・ 当会が手配した会員は必ずマスクを着用すること
- ・ 弁護士会館以外で実施される法律相談等
 - ・ 当会が手配した会員は必ずマスクを着用すること
 - ・ 相談者と会員との距離を可能な限り確保すること
 - ・ 相談者の住所・氏名・連絡先が確実に確認できること
 - ・ 実施主体から延期・中止の希望がないこと

【弁護士会が行う講師等の派遣】

- ・ 佐賀県弁護士会が主体となつて行う講師等の派遣については、当面の間（期限を定めず）、以下の要件を満たす場合に派遣を行うものとします。
 - ① 主催者において延期・中止が出来ない合理的理由があること
 - ② 発熱・咳等の症状のあるものが参加しない措置がとられていること
 - ③ 参加者全員の手指消毒・会場の換気等の感染拡大防止策がとられていること
 - ④ 緊急事態宣言が出されている地域外で行われるものであること
- ・ 講師として派遣される会員は、講演時のマスク着用や手指消毒など、必要な感染拡大防止措置を講じるほか、主催者による感染拡大防止策の指示に従うようにします。

以上